

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 寿真会

グループホーム らくえん倶楽部

認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防）

1、事業主体概要

事業主体 社会福祉法人 寿真会
代表者 理事長 相馬 健治

2、施設概要

施設名 グループホーム らくえん倶楽部
所在地 山梨県中央市極楽寺745番地1

施設の類型 利用契約及び介護保険法令の趣旨に従って、定められた介護及び介護サービスを受けることができる。

また、心身の状態によっては、嘱託医、家族、保証人、などと相談のうえ、本人の意向を確認し、規定外のサービスを受けることができる。

居室概要 介護居宅9室 定員9名

共同施設 共同生活室、キッチン、浴室、トイレ、中庭

職員体制

職 種	ユニット
管理者	1名
介護支援専門員	1名
看護職員	1名
介護職員	5名
事 務	1名

3、施設の運営の方針

社会福祉法人寿真会は、中央市の介護を必要とする高齢者に対して、次に示す理念・基本方針の下に、地域に密着した施設として、質の高いサービスの提供を目指します。

また単に利用者の介護を行うのみならず、施設の持つ機能を積極的に地域へ開放することで、地域住民の高齢者福祉への理解を深め、かつ利用者にとっては社会参加の場となりえるような施設作りを目指します。

- 理念
1. 利用者の「人間性の尊厳」を守り、自立支援を図る。
 2. 家庭的な雰囲気の中で、「安らぎと幸せに満ちた空間の提供」に努める。
 3. 地域に開かれた施設として、「地域高齢者福祉」に貢献する。

基本方針

1. 利用者の人権を尊重し、「個性に応じたケア」を行う。
2. 利用者がそれまで培ってきた「人間関係を維持」し、「限りなく在宅に近い生活」ができるよう支援する。
3. 利用者及びその家族が満足を得られる「高品質のサービス提供」に努める。
4. 個々の利用者との向き合い、理解し合うことで「生活を共にする」意識を持つ。
5. 「利用者の残存能力」を見極め、それを引き出すケアを行う。
6. 施設の持つソフト及びハードを地域に提供し、「住民、ボランティアの福祉活動に寄与」する。
7. 行政、社協、ボランティア、地域住民等との連携を蜜にし、「地域密着サービスの提供に努力」する。

サービス内容

- ① 日常生活に必要な「作業」（調理、買い物、洗濯、清掃など）を、利用者自身の手で行うため、また利用者が互いに助け合って共同生活を営むための援助
 - ② 食事、排泄、入浴、整容、口腔衛生、理美容など身の回りのことへの援助
 - ③ 健康管理及び服薬管理
 - ④ 可能な範囲での定期受診への付き添い
 - ⑤ 非日常活動（教養娯楽などの日常生活に必要な「作業」以外の活動をいう）
- ※ただし、入場料、交通費等の経費がかかる場合は自己負担となります。
- ⑥ 生活の相談
 - ⑦ 便宜的な金品等の預かり
 - ⑧ 家族への情報提供等
- ※詳細は重要事項説明書に記載

4. 利用料については、別紙のとおり

5. 運営管理費、食費の帳簿閲覧

運営管理費、食費に関する帳簿は、利用者・家族の申し出により閲覧することができます。

6. 利用の手続き

(1) 利用申込み

- ・介護認定審査会において要介護認定区分が要支援2以上の状態にあると審査判定された方で、ケアプランに基づき当事業を必要とする方が利用でき

ます。利用申し込みの受付は、事業者が直接受けます。

- ・事業所にて、利用に関する手続きの説明や事業所の見学を行い、利用の意思を確認します。
- ・必要な書類は、利用申込書、診療情報提供書等です。

(2) 事前面接

- ・利用を希望した方の事前面接を行います。事前面接にて、本人の状態を確認します。
- ・契約事項や重要事項の説明を行い、利用の意思を改めて行います。

(3) 利用判定

- ・利用の意思表示した方に対し、事前面接の情報と診療情報提供書をもとに法人において入退居審査会を行い、利用の可否判断を行います。
入退居審査会は、法人施設長、管理者、介護計画作成担当者、介護・看護職員等で構成します。
- ・利用決定の基準は、本人の心身の状態、当事業所設備・職員配置上における対応可否、空室居室での対応可否、他の利用者との関連などと併せて、事業の趣旨に照らし合わせ、総合的に判断します。

(4) 利用決定と利用

- ・利用の決定通知を行い、荷物搬入日、利用開始日を決めます。
- ・複数の居室が空室の場合、利用する居室は事業所側が指定します。

7. 退居の手続き

利用契約書第16条により契約の終了事由が発生した場合、次の手順で退居となります。

- (1) 当法人にて入退居審査会を開催し、退居判断を行います。
- (2) 退居先については、事業者と家族、担当介護支援専門員との間で協議を行い、速やかに検討し決定します。
- (3) 退居先の選定につきましては、事業者、家族、担当介護支援専門員の3者が共同してその業務にあたります。
- (4) 退居先が決まり次第、退居日を決定します。荷物の搬出、居室の清掃等現状復帰は、利用者及び家族が行います。
- (5) 利用料金等の精算を行います。精算は退居日に現金で行うこととします。個人の契約に基づく、新聞料金等の精算は、利用者及び家族等が行います。

8. 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上利用者及び職員等の訓練を行います。

9. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関、各関係機関への連絡等必要な措置を講じます。

10. 個人情報・秘密保持の対応について

- (1) 当施設では、利用者に関する個人情報、職員が業務上で知り得た事項を無断で他に漏らしません。ただし、本人の治療上等必要な場合、本人又は代理人等の了解を得て情報を提供する事があります。
- (2) 利用者の心身の状況等についての家族への情報提供は、基本的に代理人に対してのみ行います。ただし、利用者又は代理人からの委任状を持参された場合は、本人確認をして情報提供を致します。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

- ① 相談窓口担当者：グループホームらくえん倶楽部 管理者・介護支援専門員
ご利用時間 8：30から17：00
- ② 行政機関の苦情相談窓口
 - A. 国民健康保険団体連合会 介護保険窓口
TEL 055(233)9201
 - B. 山梨県社会福祉協議会運営適正委員会
- ③ 中央市役所 高齢介護課介護保険担当
TEL 055(274)8556

年 月 日

私は、認知症対応型共同生活介護サービスの利用にあたり、下記記載の利用者及び代理人に対し、「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名： グループホーム らくえん倶楽部

職名： _____ 氏 名： _____ 印

私は、グループホームらくえん倶楽部の「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を担当者より受け、その介護福祉サービスの提供開始に利用者として同意しました。

年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、グループホームらくえん倶楽部の「重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を担当者より受け、その介護福祉サービスの提供開始に利用者の代理人として同意しました。

年 月 日

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印